

# 犯罪被害者のきょうだいへの支援について

仲 律子<sup>1</sup>

## 要旨

2016年の第3次犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者のきょうだいに対する支援の重要性が述べられている。これまで、子どもは事件のことを理解することができず、また、悲しみからは早期に立ち直ると考えられてきたが、事件後にきょうだいの不登校・深夜徘徊などの問題行動やうつ状態に苦しむケースは多い。

本論文では、これまでに発生した2つの重大事件の被害者のきょうだいが新聞等でインタビューを受けた内容や、きょうだいやその親が講演会やシンポジウムで話した内容を検討することで、どのような支援がなされたのか、またなされなかったのかを明らかにし、犯罪被害者のきょうだいへの必要な支援について考察する。

## キーワード

犯罪被害者のきょうだいへの支援, アウトリーチ, 発達段階

### 1. はじめに

犯罪被害者等の多くは、十分な支援が受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次被害に苦しめられることも少なくなかった。このような状況を改善するために、犯罪被害者等が精力的に活動し、2004年の犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」と略記）の制定に至る。

この基本法は、犯罪被害者等が被害を受けた時から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援等が途切れなく行われるべきであるという基本理念のもと、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が連携しながら、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを定めている。

そして、基本法に基づき2005年の第1次犯罪被害者等基本計画、2011年の第2次犯罪被害者等基本計画が策定され、2016年には第3次犯罪被害者基本計画で、犯罪被害者のきょうだいに対する支援の重要性が述べられている。子どもが犯罪被害に遭った直後の親は混乱しており、そのきょうだいへのサポートは後回しにされてきたからである。このような実態を受けて、警察庁は、文部科学省などと連携して、カウンセラーなどの専門家の配置や派遣を要請し、心のケアや登校支援などを充実させる方針を打ち出した。

その背景として、子どもは事件のことを理解することができず、また、悲しみからは早期に立ち直るといった大人の誤った考え方が根底にある。少年犯罪被害者当事者の会によ

---

<sup>1</sup>国際人間科学部国際学科

ると、事件後にきょうだいの不登校・深夜徘徊などの問題行動やうつ状態に苦しむケースが多いという。また、中高生であれば、けんかや無謀運転など危険な行動に出たり、少年事件を起こす側になってしまったりという負の連鎖に陥る場合もある。

本論文では、後回しにされてきた犯罪被害者のきょうだいへの支援について、これまでに発生した2つの重大事件の被害者のきょうだいが新聞等でインタビューを受けた内容や、きょうだいやその親が講演会やシンポジウムで話した内容を検討することで、彼らへの支援の重要性について考察する。

## 2. 目的

犯罪被害者のきょうだいが苦しい思いをするのは、親の力不足だと自らを責めてきた家族が多い。それは、事件発生直後の親は混乱し、きょうだいにまで目を向ける余裕がないからである。

例えば、子どもが殺害された時に、親はどのような状態になるのであろうか。親は我が子が殺害されたことを告げられた後に、身元の確認をし、司法解剖を受け入れなければならない。そして、遺体と共に自宅に戻り（戻れない場合もある）、役所に死亡届を提出し、マスコミの過熱報道に晒されながら、通夜・告別式をあげなければならない。犯人がすぐに捕まらない場合は、警察からの長時間の事情聴取を受けたり、第一発見者の場合は犯人扱いされたりすることもある。

犯人が警察で拘留され、事情聴取を受けている間、親には捜査情報をほとんど知らされず、起訴されてからも、何が起きているのか理解できないまま公判まで進んでいくことが多い。少年事件の場合は、さらに何も知らされないという状況が続く。ほとんどの親はこのような経験は初めてなので、今何が起きているのか、そしてこれから何が起きるのかをまったく理解できないまま、物事が進んでいくのである。

一方で日常生活はどうかというと、それらの対応のために、親はしばらく仕事を休まざるをえなくなる。食事をしたり、睡眠をとったりすることもままならず、買い物にすら行けなくなることも多い。また、愛する我が子を殺害されたことで、精神的にも混乱し、急性ストレス障害（ASD）を発症したり、それが長引けば心的外傷後ストレス障害（PTSD）にまで至ったりすることもある。

全国犯罪被害者の会（あすの会）のホームページでは、「被害者の今」と題して、①精神的苦痛、②報道被害、③社会の偏見、④加害者と被害者にかかる費用の対比、⑤我が国の刑事司法は被害者のためにあるのではないことを紹介しているが、犯罪被害を受けることで、このような理不尽さに一層苦しめられるのである。

親がこのような状態にある場合、そのきょうだいにまで目を向ける余裕がなくなるのは当然のことともいえる。長女（当時16）を同級生の男子生徒に殺害された母親は、「母子家庭で事件の処理から仕事や家事まで一人でやって、気付いたら子どもが私から離れてい

った。自分もつらいのに、『お母さんが大変だからしっかりね』と周囲から言われて反発し、友達の家を転々とした。情けない親だけど、怖くて今も娘にあの時の気持ちを聞けない」とし、当時中1だった三女の反抗的な態度に10年近く悩んだとしている<sup>1)</sup>。

それでは、犯罪被害者のきょうだいに対して、どのような支援が必要なのだろうか。ここ数年、これまでの重大事件のきょうだいが、新聞の取材等で当時の心境を話し始めている。また、親が書籍や講演等でどのような支援がなされたのか、またなされなかったのかを明らかにしている。本論文では、それらを検討することで、犯罪被害者のきょうだいへの必要な支援について考えていきたい。

### 3. 2つの重大事件のきょうだいの事例

1997年の神戸連続児童殺傷事件と、2004年の佐世保小6同級生殺害事件のきょうだいやその親が、関西テレビや京都新聞等で取材を受けたり、犯罪被害者週間京都大会や九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）が企画したシンポジウムで話したりした内容を、事件発生から最近までの時系列に沿ってまとめた（表1参照）。神戸連続児童殺傷事件の当時中学校2年生だったきょうだいをAさん、佐世保小6同級生殺害事件の当時中学校3年生だったきょうだいをBさんとする。

事件発生直後は、二人とも状況がはっきりつかめないが、親の表情を見て事の重大さを理解するという共通点があり、Bさんは、「この人自殺するかもしれない」という危機感さえ感じている。Bさんは妹の遺体と対面し、そこで事件が起きた現実を理解したようであるが、遺体の状況によっては亡くなったきょうだいと対面が果たせなかったりすることもあり、本当に亡くなってしまったのかという実感が湧かないまま、見送るケースもある。

二人とも当時中学生であったが、事件発生から数週間で再登校に至っている。Bさんは父親を元気にするためにはどうすればいいかを考え、普通の生活に戻るために学校に戻っている。Aさんは自身が通う中学校の正門に弟の頭部が置かれ、犯人も同じ中学校の上級生で、部活も同じであったため、「もう友だちを同じ目で見ることが出来なくなったし、同じ目で見てもらえることもなかったと思いますし。もともと相手も通っていた学校だし、すごく嫌だなって」と感じながら、再登校を始めている。

事件から1～2年経過すると、少しずつ自分の気持ちに気づき始め、Aさんは「あの時一緒に出かけていれば」と、Bさんは「自分がしたアドバイスは間違っていたのかな」という思いが強くなっている。犯罪被害者やその家族・遺族に特有の自責感である。そして、二人とも学校に行くことができなくなっている。そして、事件から4～5年経って二人とも大学生になり、事件のことや自分自身の思いなどを振り返り、言語化できるようになっているという共通点がある。

表1. 2つの重大事件の犯罪被害者のきょうだいの事件発生からの経過について

	神戸児童連続殺傷事件 <sup>(2)</sup>	佐世保小6女子同級生殺害事件 <sup>(3)</sup>
事件概要	1997年に兵庫県須磨区で発生した当時14歳の中学生による連続殺傷事件。	2004年6月1日午後、長崎県佐世保市の小学校起きた6年生の女子児童による殺害事件。
被害者の年齢	小学校6年生	小学校6年生
きょうだいの年齢	Aさん、中学校2年生	Bさん、中学校3年生
きょうだい関係	一緒に部屋で寝て、一緒に部屋で勉強していた。言葉の遅れていた弟に努めて声をかけていた。	かなり仲が良かった。トラブル関係の話も含めて、相談も受けていた。
事件発生直後	祖父のところに行くときに出た弟が帰って来ず、心配になって自分は自転車を探しに行った。弟の行方がわからなくなった3日後、学校に行こうとマンションの下まで降りたところで父が激しい表情で「今日は学校に行かなくてもいいよ」と呼びこきた。その時の表情を見て「何かあった」と感じた。その日、きょうだいの通う中学校の校門で弟の頭部が見つかった。弟を殺した少年は同じ中学の上級生。しかも、同じ卓球部に籍を置いていた。	13:00 校長先生から紙に印刷されたインターネットニュースを渡されて、「まず、これを読んでくれ」と言われた。「やったの誰ですか?」と先生たちに質問したが、「そんなの考えなくていいよ」と言われた。その後、無言のまま2~3時間先生たちに囲まれていた。「この人たちはアテにできない」と思った。父親が学校まで迎えに来た時、「この人自殺するかもしれない」と純粋に思った。どうしたら親父は死ななくて済むのか、という部分しか頭がまわらなくなった。
発生から初七日		遺体を見た時、司法解剖したあとに化粧とか、いろいろしたあとだったから、「化粧したら、こんなにきれいなんだ」と。でも、このきれいなまま大きくなってくれないんだな、ということ初めて実感したというか、現実味がわいた。涙は、遺体を見たときに確かに出たが、亡くなった者はもう戻ってこないから、「せめて、こいつの前だけでは、笑っていてやりたいな」という気持ちのほうが強かった。
事件後数か月	2週間後再登校。「何も頭がすごく考えようとしなかったし、それと同時にごちゃごちゃしていて、すごい気分が悪くて、何をしてもいんか分からなかったし、いまだに思い出せないくらい。ただ、つらかったけどしか言いようがない。何も理解してもらえないというすごい壁を感じたんで、世間はすごく冷たいものだと分かりましたし、もう友だちを同じ目で見ることが出来なくなったし、同じ目で見てもらえることもなかったと思いますし。もともと相手も通っていた学校だし、すごく嫌だになって。」	親父を元気にする方法だけをひたすら考えていた。まず、自分が普通の生活に戻ることが大事。そのためには、学校に行っている姿を見せることかなというのが、最初に思い浮かんだ。「戻るためには、どうすればいいんだろう?」と。とにかく親父を支えることばかり考えていて、自分のことをおろそかにしていたという状況ではあった。事件直後から数か月間、自分の思いを語るができる人に会わないまま、月日が流れ、気持ちにフタをしたまま受験勉強に打ち込んだ。
1~2年	担任教師が気づかい、頻りに様子を見に来てくれたが、3年生になってからは、ほとんど学校に行くことはできなかった。「高校には行った方がいいよ」そう考えた父は、せめて家で勉強ができるよう家庭教師を頼んだ。「人の人生っていうのはすぐころころ変わるものだし、それに気付かされたんで、勉強しても意味がないみたいよ」「やはりあの時一緒に出かけていけば、自分がちゃんとしていけばっていうのはどうしても思ってしまうので。自分が守ってやるのができなかったの。そこが自分の罪だと思っています。」	高校に入ってから、フタをしていたものが、あふれ出してきた。事件前、加害者とのトラブルについて、妹から相談を受けていた。「自分がしたアドバイスは間違っていたのかな」という思いにとらわれた。父親の姿を見て、「自分の心配(父親の自殺)は起こらないかもしれない」という安心感から、自分のほうに少しずつ目が向くようになっていった。封じ込めていた葛藤は、不登校になり、退学した。フラッシュバックやパニック症状に苦しんだ。カウンセリングも受けたが、結果的には役に立たなかった。頭のなかをこめぐっていることを言語化できなかった。
それ以降	二十歳で大学生になり、全国犯罪被害者の会の活動に参加する。「自分は正直、力がない人間ですから何も。だからもしこういうのに入ると、自分がそういうものの一端でも担うことができるならと思って。」「流されるままの人生だったような気がしたので、やはり変えたいな」と その後は就職、結婚、子どもが生まれる。	話を聞いてくれる人が登場したのが、大学2年生のときで、それはカウンセラーではなく、記者だった。取材のときは順番立てて、自分の話に対して、疑問に思ったことを聞いてくれる。その疑問に対して自分は答える。それを文字に起こしてもらって、文章としてアウトプットできた。考えやすくなるきっかけができたという意味ではすごく助かった。

二人のきょうだいへの支援について(表2参照)は、Aさんの父親は児童精神科医にAさんの相談をしていたが、きょうだい本人はカウンセリング等を受けていないようである。Bさんは事件発生から程なくして父親からカウンセリングを勧められているが、それを拒否している。父親のもとにきたカウンセラーには、父親のことを心配している気持ちを知られたくなかったし、自分のためだけに話を聞きに来てくれるというわけでもなかったので、当時は断ったという。スクールカウンセラーも話を聞きに来てくれなかったようである。

表2. 2つの重大事件の犯罪被害者のきょうだいへの支援について

	神戸児童連続殺傷事件 <sup>(2)</sup>	佐世保小6女子同級生殺害事件 <sup>(3)</sup>
学校	登校を再開した時、登校時には近くに住む同級生と数人で一緒に登校することにし、さらに不測の事態に対応するために、その後ろを担当の先生がついてくるという対策を取ってくれた。中学校側は自らが把握していることについては、私たちの家に来て何度も説明してくれた。特に担任の先生は、非常に気にかけてくれていて、我が家を何度も訪れてくれた。学年が上がる時も同じ担任にもらった。この担任の先生は、中学校卒業後も、何度も訪ねてきてくれた。	中学校のスクールカウンセラーからは特に声をかけられなかった。そういう人達ですら来ないとすると、「俺は、誰に話せばいいんだろう」。妹の同級生のところにカウンセラーが行ったという話は、耳にしていたので、「あれ、なんで俺のところには来ないんだろう?」と。正直、そこが、支援している人達の一番のミスかなと感じる。
精神科医・カウンセラー	父親は長男に対する悩みを児童精神医学の専門医に相談していた。	事件当初、父親のもとに来たカウンセラーには、親父のことを一番考えていることを知られたくないという気持ちが強かったので断った。高校1年生の出席日数が足りなくなっから、カウンセリングを受けた。結果的には、役に立たなかった。頭のなかでめぐっていることを言語化できなかった。「実際、この部分はどうなの?」と突っ込んでくれる人がいなかった。ただ、カウンセリングを受けてみて、「自分の気持ちを話してもいいんだな」と思った。「自分の気持ちを話そう」と努力をすれば、それを聞いてくれる人がいるんだ、と。それが認識できたのは、かなり大きかった。「話せる人に出会えるまで続けていこう」という気持ちが少なからずできて、「待つ余裕」が少しできたという点で、カウンセリングを受けたことの意味は大きい。

Bさんが初めてカウンセリングを受けたのが、高校1年生で出席日数が足りなくなった頃である。その際も「実際にこの部分はどうなの?」と突っ込んで聞いてくれるわけではなかったので、結果的に役に立たなかったと述べている。やっと話を聞いてくれる人が現れたのが大学2年生の時、カウンセラーではなく記者であり、その記者に順番立てて話を聞いてもらい、それを文章としてアウトプットできたことによって、考えやすくなるきっかけができたとしている。

#### 4. 考察

2つの重大事件の犯罪被害者のきょうだいがどのような経過を辿り、どのような支援が

なされたかについて述べてきた。いずれのきょうだいも精神的にも身体的にも発達途上で、感受性の高い思春期に悲惨な事件に遭っており、それは大人とは違った意味で非常に大きな精神的ダメージを受ける。それに対して親だけで対処することは極めて困難であるため、その時に相談できる児童精神医学の専門医や臨床心理士の存在はきわめて重要である。以下に、犯罪被害者のきょうだいの支援について、その特徴をまとめてみたい。

#### 4.1 きょうだいの関係性

きょうだいとの関わりは、家族内での関わりの約半分を占めるといわれている (Bank, & Kahn, 1975)。きょう代いは多くの時間を共有し、学校生活や友人関係についての相談をしたり、家族内の問題を共に分かち合ったりしている。その分、親子とは異なる親密な関係性を築いていることが多い。そのため、「あの時～していれば」という自責の念を抱きやすく、きょうだいの死のショックは計り知れないのである。

#### 4.2 思春期・青年期の特徴

自我形成の途上である思春期・青年期は、自らの思いを言語化することが難しい時期である。また、大人への反発から思っていることと逆の行動をしてみたり、思っていることを悟られないように平然とした態度を取ったりする。しかし、心の中では様々な葛藤を経験しており、ありのままの自分を受け入れて認めてくれる他者を欲している傾向がある。そのため、事件直後から彼らの感情に寄り添ってくれる支援者が必要であると考えられる。

#### 4.3 もたらされる複雑性悲嘆

予期できないきょうだいの死は、長く激しい悲しみが持続する複雑性悲嘆をもたらすことが多い。呆然とした状態が続き、亡くなったきょうだいのことが頭から離れず、世の中への安全感や他者への信頼感、自分で自分のことをコントロールできるという感覚が打ち砕かれたりする。また、強い怒りやイライラ感があり、亡くなったきょうだいを思い出させるものや状況を避けたりすることもある。

#### 4.4 遺された親子の関係

遺されたきょう代いは、これまで見たことがないような憔悴した親の姿を目の当たりにし、複雑な感情を抱くことが多い。「私が死んだほうがよかったのではないか」、「私が放っておかれるのは親から必要とされていないからではないか」、「親はいつまで悲しみに沈んでいるのか」、「自分だけ笑っていてもいいのか」などである。しかし、このような複雑な感情は親に知られたくない一方で、理解してほしいというアンビバレントな感情でもある。

#### 4.5 カウンセリングの必要性

事件後に遺されたきょうだいが自分を責めたり、不登校や深夜徘徊・けんか・無謀運転などの問題行動を起こしたり、うつ状態に苦しむなどの三次被害に陥る可能性がある。事件直後は日常生活に戻ることが最優先になるが、その後は少しずつ自分の思いと向き合うことが大切になる。カウンセリングに即効性はないが、カウンセラーに自分の思いを丁寧に聴いてもらうことによって、自分自身の思いを丁寧に扱うことができるようになる。

#### 4.6 アウトリーチの支援

犯罪被害は自然災害とは異なり、人間が人間に対して攻撃することによって起こる被害であるため、非常に深刻かつ残酷であることが多い。そのため、この社会は安心・安全であるという概念は破壊され、人の目が怖くて外出できないという事態に陥ることがある。したがって、支援者が被害者やその家族のもとに出かけていくというアウトリーチの支援が必要になり、被害者やその家族のニーズに合わせた支援が求められる。

#### 4.7 再登校について

遺されたきょうだいは、普通の生活を取り戻すために元の学校に戻りたいと考える。重大事件であれば転校を余儀なくされる場合もあるが、馴染みのある友人や先生がいる元の学校に戻りたいと願うことは自然なことである。再登校の際、思春期・青年期のきょうだいは、友人や先生に「これまで通り普通にしていってほしい」と願うことが多いため、それが実現されるような環境を整えることが必要になる。

筆者が関わった高校生のきょうだいのケースでは、通夜から支援を開始している民間の支援機関から依頼を受け、事件発生から2週間ほどで支援に入り、きょうだいの自宅でのカウンセリングを2か月間で8回実施している。学校へは、発生から1か月ほど欠席した後に、再登校を果たしている。再登校の前には、支援機関の職員と筆者が学校へ出向き、再登校時の注意事項等を伝えている。そして、事件から数年経った今でも家族との交流は続いている。

このように犯罪被害者のきょうだいの支援は、事件発生直後から早期にそして適切に行われるべきである。支援の目安として、事件発生直後にすぐ駆けつけて集中的に支援する3日間、急性ストレス障害(ASD)から心的外傷後ストレス障害(PTSD)に移行する4週間、仏教の法要でいう四十九日、別名卒哭忌(「哭=泣く」のを「卒=終わる」と呼ばれる百ヶ日、一周忌というそれぞれの節目が考えられる。

支援の方法については、自分を責めていることが多いので、最初に「あなたは悪くない」と伝えることは大切である。そして、聞きたいことは聞いていいし、話したいことは話し

ていいという安心感を持てるような支援が必要である。また、思春期・青年期のきょうだいは心の内を親に知られなくないという思いがあるため、親と子を担当するカウンセラーは異なるほうが望ましい。そして急性期は特にアウトリーチの支援が必要になる。

言語化が難しいきょうだいの場合は、その発達段階に合った支援が必要になる。一緒に遊ぶ遊戯療法（プレイセラピー）や創作活動を通じた表現療法（アートセラピー）を用いることも有効である。また、日記を書いてもらったり、カウンセリング内容を文章化してみたりと、アウトプットした思いを客観的に見つめることで、もやもやしている心の中を整理するきっかけを作ることができるかもしれない。

## 5. さいごに

これまで2つの重大事件の犯罪被害者のきょうだいの支援を見てきたが、公的な支援は何もない。行政からは見放されており、犯罪被害者等は自分たちの力だけでどん底の状況から立ち直らなければいけなかったというのが現状である。

今後、行政からの支援を確実なものにするためには、被害者支援に特化した条例等を制定することが有効であると考えられる。しかし、被害者支援の条例がある自治体は少なく、都道府県では実質9県しかない<sup>(4)</sup>。どの地域でも必要な支援を受けることができるように、日本全国に条例を広げていくことが、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことを保障するためにも必要であろう。

## 注

(1) 京都新聞（2016年11月2日）

(2) 関西テレビ『ザ・ドキュメント』2004年、犯罪被害者週間京都大会：基調講演「途切れない支援の重要性」（2015年11月14日）警視庁ホームページより

(3) 九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）が企画したシンポジウムを紹介した弁護士ドットコムニュース（2014年6月1日）より <https://www.bengo4.com/topics/>

(4) 2017年10月2日現在

## 引用文献

Bank, S., & Kahn, M.D. (1975). Sisterhood-brotherhood is powerful. Sibling subsystems and family therapy. *Family Process*, 14(3), 311-337.

弁護士ドットコムニュース（2014年6月1日）<https://www.bengo4.com/topics/>

警視庁ホームページ（2015年11月14日）<http://www.npa.go.jp/>

京都新聞（2016年11月2日）

国際人間科学部国際学科 naka@m.suzuka-iu.ac.jp



# Support for the Siblings of Crime Victims

Ritsuko NAKA

